

令和 7 年度（補正）

砂奴寄 B 地区

保安林総合改良業務委託

RD1109D715

特記仕様書及び現場説明書（条件明示）

令和 8 年 9 月

秋田地域振興局農林部森づくり推進課

特 記 仕 様 書

第 1 総則

本業務の施行にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月以降適用）」に基づき実施しなければならないほか、特記事項を定めた本仕様書により実施しなければならない。

第 2 打合せ等

本業務における打合せは、発注者の指示する日又は受託者が必要とする日に行うものとし、打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第 3 業務概要

- 1 被害木の特定、調査
- 2 特別伐倒駆除（被害木の樹幹部はチップ工場へ搬出し、枝条部は現地破砕する）

第 4 業務の方法

- 1 被害木の調査
 - （1） 現地踏査により被害木を特定し、胸高直径及び樹高を測定した後、胸高部位にビニールテープ等を巻き、ナンバーテープを付すこと。
 - （2） 調査結果より、松くい虫被害木調査表（様式 1）及び被害木調査集計表（様式 2）を作成し、監督員に提出すること。令和 8 年 12 月 25 日までに引き渡しすることとし、その内容は監督員と協議すること。
 - （3） 調査した被害木の位置図を 5,000 分の 1 図面もしくは G P S データ等で作成すること。
 - （4） （2）の松くい虫被害木調査表の提出後に新たな被害木を確認した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、指示を受けること。
- 2 特別伐倒駆除
 - （1）伐倒、玉切り
 - ① 伐高は可能な限り低くすること。
 - ② 残存木及び周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れがあるときは、適切な作業方法を検討し伐倒すること。
 - ③ 玉切りは、搬出可能な適宜の長さとする。
 - （2）破砕
 - ① 破砕後の木片の厚さが 15mm 以下となるように行うこと。
 - ② 伐倒・玉切り時に散乱した末木及び直径 2 cm 以上の枝条等についても適切に破砕処理すること。
 - ③ 破砕処理は、履行期間内に全て完了すること。

(3) チップ工場等での処理

- ① 破砕後の木片の厚さが 15mm 以下となるように行うこと。
- ② チップ材搬入・処理明細書（様式 3）を整備し、チップ材処理証明書（様式 4）を提出すること。また、搬入伝票（写し）も添付すること。
- ③ 破砕処理については履行期間内に全て完了することとする。また、破砕処理が完了した時点でチップ材処理証明書（様式 4）を提出することとする。

第 5 確認事項

段階確認

受注者は本業務の実施期間中、次の項目について確認を受けるものとする。なお、臨場確認を原則とするが、両者の都合等によりやむを得ない場合は机上確認によるものとする。

項 目	内 容
被害木調査	被害木の確認（胸高直径・樹高）
破砕状況（現地・工場）	破砕状況の確認、木片厚の確認
完成前確認	施工区域内に未処理の被害木が無いことを確認

第 6 写真管理

本業務における写真管理は、次により行うものとする。

内 容	撮影基準	
	駆除材積 100 m ³ 未満	駆除材積 100 m ³ 以上
被害木の特定、調査状況	5 枚以上	
施工前及び施工後の状況	10 m ³ ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
伐倒、玉切り、枝払い	10 m ³ ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
人力集材、林内運搬	10 m ³ ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
ダンプトラック積込み、搬出状況	5 枚以上	
現地破砕状況	5 枚以上	
チップ工場搬入、破砕状況	5 枚以上	
木片厚（現地・チップ工場）	各 5 枚以上	
伐根の状況	全伐採木	
（その他） 作業前ミーティング、安全教育、 注意喚起看板等	適宜	

第 7 週休 2 日制工事の対象

- 1 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。
- 2 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。

第8 その他

- 1 この仕様書に定めない事項については、両者協議のうえ定め実施するものとする。

[illegible]

被害木調査集計表

[illegible]

チップ材搬入・処理明細書

番号	搬入年月日	車番	正味重量 (kg)	換算数量 (m ³)	処理年月日	備考
1	R8.11.20	4054	5,000	6,250	R8.11.24	※記載例
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
計			5,000	6,250		

チップ材処理証明書

秋田地域振興局長 あて

当社で受け入れした下記事業体のチップ原木については、処理を完了したので報告します。

記

1 事業体名 :

2 委託業務名 :

3 処理量 : kg(又はm³)

4 処理年月日 : 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

(住所)

(氏名)

印

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について業務の条件とします。

第1 積算基準

1 参考図書

設計図書の外に掲示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積に対しての資料として掲示するもので、委託契約上拘束するものではないので留意して下さい。

2 委託費の積算は、次の積算基準に基づき実施しています。

① 森林整備保全工事標準積算基準書（秋田県農林水産部）

（令和8年4月1日以降適用）

② 森林整備保全事業標準歩掛（林野庁）

（治山林道必携 積算・施工編【上巻】）

（発行：（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）（令和7年度版）

② 土地改良工事積算基準（機械経費）（農林水産省）（令和8年度版）

なお、間接工事費（諸経費）については、森林整備保全事業標準歩掛（林野庁）（治山林道必携 積算・施工編【上巻】）における次の工種区分で算定しています。

・ 共通仮設費 森林整備B

・ 現場管理費 森林整備

冬期対象期間補正については積算の対象外としております。

第2 条件明示

1 樹幹部の搬出先

搬出先は、（有）秋田グリーンサービス（秋田市河辺北野田高屋字神田 304）として積算しています。

2 設計数量について

被害木の本数及び材積については、令和8年度の本地区における春駆除の数量を参考に積算しています。被害木調査の結果により変更が生じた場合は別途協議します。

3 労務費補正について

労務費にかかる「冬期補正」については積算の対象外としております。

4 週休2日制工事について

① 本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、月単位の4週8休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。

② 履行期間内において、月単位の4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。通期の4週8休に満たない場合は補正を行いません。

第3 その他

1 被害木の特定

被害木の特定は、松くい虫専門調査員に認定されている者が行ってください。

2 関係機関との協議事項

特になし

3 他工事（業務）との関連事項

特になし